

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
22	京都市 母子保健に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

京都市は、母子保健に関する事務における特定個人情報ファイルを取り扱うに当たり、特定個人情報の漏えいやその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じ、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

京都市長

## 公表日

令和8年2月24日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	母子保健に関する事務
②事務の概要	母子保健法に基づき、母子健康手帳の交付、新生児等の訪問指導や健康診査等、母性並びに乳幼児の健康の保持及び増進に関する事務、並びに子ども・子育て支援法に基づく妊婦のための支援給付の支給及び地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務(番号法別表第一第131の項)を行う。 当該事務では、母子健康手帳の交付、新生児の訪問指導、健康診査の実施及び勧奨、保健指導、妊娠届出の受理、妊産婦の訪問指導及び診察を受けることの勧奨、低体重児の届出及びその審査、未熟児の訪問指導の実施、子ども・子育て支援法に基づく妊婦支援給付金給付情報(情報番号109)や妊婦等包括相談支援事業(地域子ども・子育て支援事業:情報番号110)の実施状況の確認(第131の項)等について、特定個人情報を使用する。 また、妊娠の届出や事前アンケートについては、窓口及びサービス検索・電子申請機能により受け付けるが、妊婦全数面接や母子健康手帳の交付については、子育てワンストップサービス導入後も申請者に来庁してもらい、実施する。
③システムの名称	保健医療システム、マイナンバー連携システム、中間サーバー、サービス検索・電子申請機能
2. 特定個人情報ファイル名	
母子保健情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表の70の項、第131の項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第40条、第75条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<選択肢> [ 実施する ] 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	1 情報提供の根拠 番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表 第80、第95、第112の項 2 情報照会の根拠 母子保健法第19条第2項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	子ども若者はぐくみ局 子ども若者未来部 子ども家庭支援課
②所属長の役職名	子ども家庭支援課長
6. 他の評価実施機関	
—	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	京都市総合企画局デジタル化戦略推進室 情報公開コーナー 〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地 TEL 075-222-3215
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	京都市子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部子ども家庭支援課 〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地 北庁舎5階 TEL 075-222-3939

9. 規則第9条第2項の適用

[ ]適用した

適用した理由

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[ 10万人以上30万人未満 ] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書及び重点項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ O ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去	
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	<input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 <input type="checkbox"/> 人手を介在させる作業はない	
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	<input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には、4情報は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。 また、人手を介在させる作業においては、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。
9. 監査	
実施の有無	<input type="checkbox"/> 自己点検 <input type="checkbox"/> 内部監査 <input type="checkbox"/> 外部監査
10. 従業員に対する教育・啓発	
従業員に対する教育・啓発	<input type="checkbox"/> 十分に行っている <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 <input type="checkbox"/> 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じて提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年4月1日	「Ⅰしさい値判断項目」-「1対象人数」-「いつの時点の計数か」	平成28年4月1日 時点	平成31年4月1日時点	事後	
平成31年4月1日	「Ⅰしさい値判断項目」-「2取扱者」-「いつの時点の計数か」	平成28年4月1日 時点	平成31年4月1日時点	事後	
平成31年4月1日	「Ⅰ 基本情報」-「5. 評価実施機関における担当部署」-「①部署」及び「②所属長」	子ども若者はぐくみ局 子ども若者未来部 育成推進課 育成推進課長 中西 茂人	子ども若者はぐくみ局 子ども若者未来部 子ども家庭支援課 子ども家庭支援課長 今井 篤	事後	
平成31年4月1日	「Ⅰ 基本情報」-「8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ」-「連絡先」を修正	京都市子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部 育成推進課 〒604-8171 京都市中京区烏丸通池下る虎屋町566-1井門明治安田生命ビル2階 TEL 075-746-7610	京都市子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部 子ども家庭支援課 〒604-8171 京都市中京区烏丸通池下る虎屋町566-1井門明治安田生命ビル2階 TEL 075-746-7625	事後	
平成31年4月1日	評価書名	京都市 母子保健に関する事務 重点項目評価書	京都市 母子保健に関する事務 基礎項目評価書	事後	
令和2年3月27日	「Ⅰ 関連情報」-「4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携」-「②法令上の根拠」	1 情報提供の根拠 (1) 番号法第19条第7号 別表第二 第56の2項 (2) 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第30条 2 情報照会の根拠 なし	1 情報提供の根拠 (1) 番号法第19条第7号 別表第二 第56の2項 第69の2項 (2) 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第30条 2 情報照会の根拠 母子保健法第19条第項	事前	乳幼児健診情報の副本登録に伴う重要な変更にあたる。
令和2年3月27日	「Ⅳリスク対策」-「6. 情報提供ネットワークシステムとの連携」	接続しない(入手), 接続しない(提供)	削除	事前	乳幼児健診情報の副本登録に伴う重要な変更にあたる。
令和2年3月27日	「Ⅳリスク対策」-「6. 情報提供ネットワークシステムとの連携」-「目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か」	—	十分である	事前	乳幼児健診情報の副本登録に伴う重要な変更にあたる。
令和2年3月27日	「Ⅳリスク対策」-「6. 情報提供ネットワークシステムとの連携」-「不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か」	—	十分である	事前	乳幼児健診情報の副本登録に伴う重要な変更にあたる。
令和5年12月13日	「Ⅰ 関連情報」-「4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携」-「②法令上の根拠」	2 情報照会の根拠 母子保健法第19条第項	2 情報照会の根拠 母子保健法第19条第2項	事後	軽微な記載の脱字修正のため、重要な変更にあたらぬ。
令和6年4月1日	「Ⅰ 関連情報」-「7. 特定個人情報情報の開示・訂正・利用停止請求」	情報化推進室	デジタル化戦略推進室	事後	組織改正に伴う軽微な修正のため、重要な変更にあたらぬ。
令和6年10月31日	「法第19条第8号の利用特定個人情報の提供に関する命令」	3 個人番号の利用 番号法第9条第1項 別表第一の49の項 4 情報ネットワークシステムによる情報連携 1 情報提供の根拠 (1) 番号法第19条第7号 別表第二 第56の2項 第69の2項 (2) 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第30条	3 個人番号の利用 番号法第9条第1項 別表の70の項 4 情報ネットワークシステムによる情報連携 ②法令根拠 番号法第19条第8号 第80、第95、第112の項	事後	
令和6年10月31日	「Ⅳリスク対策」-「8. 入手を介在させる作業」-「11. 最も優先度が高いと考えられる対策」		追加	事後	様式変更に伴う増加のため、重要な変更にあたらぬ。
令和8年6月15日	「Ⅰ 関連情報」-「1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務」	母子保健法に基づき、母子健康手帳の交付、新生児等の訪問指導や健康診査等、母性並びに乳幼児の健康の保持及び増進に関する事務を行う。 当該事務では、母子健康手帳の交付、新生児の訪問指導、健康診査の実施及び勧奨、保健指導、妊娠届出の受理、妊産婦の訪問指導及び診察を受けることの勧奨、低体重児の届出、未熟児の訪問指導の実施等について、特定個人情報を使用する。 また、妊娠の届出については、窓口及びサービス検索・電子申請機能により受け付けるが、妊婦全数面接や母子健康手帳の交付については、子育てワンストップサービス導入後も申請者に来庁してもらい、実施する。 さらに、妊婦健診の受診を勧奨するお知らせについては、紙もしくは電子で行う。	母子保健法に基づき、母子健康手帳の交付、新生児等の訪問指導や健康診査等、母性並びに乳幼児の健康の保持及び増進に関する事務、並びに子ども・子育て支援法に基づく妊婦のための支援給付の支給及び地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務(番号法別表第一第131の項)を行う。 当該事務では、母子健康手帳の交付、新生児の訪問指導、健康診査の実施及び勧奨、保健指導、妊娠届出の受理、妊産婦の訪問指導及び診察を受けることの勧奨、低体重児の届出及びその審査、未熟児の訪問指導の実施、子ども・子育て支援法に基づく妊婦支援給付金給付情報(情報番号109)や妊婦等包括相談支援事業(地域子ども・子育て支援事業:情報番号110)の実施状況の確認(第131の項)等について、特定個人情報を使用する。 また、妊娠の届出や事前アンケートについては、窓口及びサービス検索・電子申請機能により受け付けるが、妊婦全数面接や母子健康手帳の交付については、子育てワンストップサービス導入後も申請者に来庁してもらい、実施する。	事前	妊婦支援給付金及び妊婦等包括相談支援事業情報の副本登録に伴う変更であり、重要な変更にあたらぬ。
令和8年6月15日	「Ⅰ 関連情報」-「3. 個人番号の利用」-「法令上の根拠」	番号法第9条第1項 別表の70の項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第40条	番号法第9条第1項 別表の70の項、第131の項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第40条、第75条	事前	妊婦支援給付金及び妊婦等包括相談支援事業情報の副本登録に伴う変更であり、重要な変更にあたらぬ。